

【 第 2 6 回中標津町まちづくり町民会議報告 】

日時：平成 2 3 年 5 月 1 2 日（木） 1 8 : 3 0 ~ 2 1 : 4 5

場所：中標津町役場 3 階 3 0 1 号会議室

出席者： 2 3 名（中標津町まちづくり町民会議委員 1 4 名、ファシリテーター 1 名（東田）
職員プロジェクト 3 名、事務局 5 名）

< 会議次第 >

1 開 会

2 開会挨拶

3 議 題

（ 1 ）前回の振り返り

（ 2 ）全体討議

条文の確認について

- ・ 第 2 章 基本原則に基づく制度
- ・ 第 5 章 議会 試案に対する意見

条文の内容について

- ・ 第 3 章 町民
 - 第 1 1 条（町民の権利）
 - 第 1 2 条（町民の役割）
- ・ 第 4 章 町内会等
 - 第 1 3 条（町内会等の定義）
 - 第 1 4 条（町内会等の役割）
 - 第 1 5 条（町内会等における町民の役割）
 - 第 1 6 条（町内会等における行政の役割）
- ・ 第 6 章 行政
- ・ 第 7 章 行政運営

（ 3 ）今回の振り返りと次回の確認

4 閉会挨拶

5 閉 会

< 配布資料 >

- ・ 第 2 章 町民会議案（第 5 条、第 6 条、第 7 条）
- ・ 第 2 章 全体討議案（第 8 条、第 9 条、第 1 0 条）
- ・ 第 3 章 ですます調修正案
- ・ 第 4 条 ですます調修正案
- ・ 第 6 章 ですます調修正案

<会議結果報告>

[全体討議風景]



1 開会

2 挨拶：杉本会長

3 議題<進行：東田ファシリテーター>

(1) 前回の振り返り

東田ファシリテーターより報告書にて説明

(2) 全体討議

条文の確認について

・第2章 基本原則に基づく制度

第5条、第6条、第7条

条文について、確認し、町民会議案とした。

([第2章町民会議案\(P7\)](#))

・第2章 基本原則に基づく制度

第8条(町民参加の機会の保障)

事務局で検討した条文について、書き加えた条文を削除し、そのままの条文を町民会議案とした。

(町民参加の機会の保障)

第8条 議会と行政は、次の項目を実施する場合は、町民参加の機会を保障し、意向を反映します。

(1) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限する内容の条例を制定、改正及び廃止をするとき

(2) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき

(3) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定をするとき

(4) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定、又は見直しをするとき

(5) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき

2 前項の各号に規定したもののほか、町民が参加できる機会を設け、議会運営と行政運営に反映します。

3 法令の規定によるものや緊急を要するものは、町民参加を求めないことができます。

第9条(町民参加の方法)

子供たちの参加の方法について、事務局で検討した条文を確認し、町民会議案とした。

(町民参加の方法)

第9条 議会と行政は、次の方法を活用して、必要かつ適切な時期に町民参加の機会を保障します。ただし、満20歳未満の青少年と子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町民参加できるものとします。

- (1) 審議会等への委員としての参加
- (2) 意見交換会等への参加
- (3) アンケート調査等への意見表明
- (4) 町民意見募集制度(パブリックコメント)への意見表明
- (5) その他適切な方法

2 前項各号の方法に関して必要な事項は、別に定めます。

第10条(住民投票)

条文について、確認し、町民会議案とした。

([第2章全体討議案\(P8\)](#))

条文の内容について

・第3章 町民

第11条(町民の権利)

条文について、下記のとおり決定した。

(町民の権利)

第11条 町民は、議会と行政に参加する権利を有します。

2 町民は、議会と行政に関する情報を知る権利を有します。

3 町民は、前2項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けません。

4 町民は、**等しく**行政サービスを受ける権利を有します。

第12条(町民の役割)

条文について、下記のとおり決定した。

(町民の役割)

第12条 町民は、自治の実現の主体としての役割を自覚し、町民相互の自主性と自立性を尊重するとともに、町民が主体の自治の実現を**図ります**。

2 町民は、町民の権利の行使にあたっては、発言と行動に責任を持つとともに、将来の世代に**配慮します**。

3 町民は、**等しく**行政サービスを受けるために必要な負担を**担います**。

([第3章ですます調修正案\(P10\)](#))

・第4章 町内会等

第13条(町内会等の定義)

条文について、下記のとおり決定した。

第4章 町内会及び町民活動団体

(町内会及び町民活動団体の定義)

第13条 町内会とは、居住する地域の地縁による団体をいいます。

2 町民活動団体とは、町民が主体性をもって組織し、活動する団体をいいます。

第14条(町内会等の役割)

条文について、下記のとおり決定した。

(町内会及び町民活動団体の役割)

第14条 町内会及び町民活動団体は、地域社会において自身でできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組みます。

2 町内会及び町民活動団体は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境をつくります。

3 町内会及び町民活動団体は、地域の課題解決のため、相互の連携や行政との協働により活動の充実を図ります。

4 町内会及び町民活動団体は、地域社会における課題解決のために、行政に対し協議や提案をすることができます。

第15条(町内会等における町民の役割)

条文について、下記のとおり決定した。

(町内会及び町民活動団体に関わる町民の役割)

第15条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、町内会及び町民活動団体を組織します。

2 町民は、地域社会の担い手である町内会及び町民活動団体の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てます。

3 町民は、積極的に町内会及び町民活動団体に加入し、その活動を支えます。

第16条(町内会等における行政の役割)

条文について、下記のとおり決定した。

(町内会及び町民活動団体に関わる行政の役割)

第16条 行政は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、常に適切な支援を講じます。

2 行政は、町内会及び町民活動団体から協議や提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させます。

([第4章ですます調修正案\(P11\)](#))

・第6章 行政

第21条（町長の責務）

条文について、地域の特性や次世代に対する向上心のある文面が欲しいという意見があり、文面は飯島副会長に依頼され、そのほかは下記のとおり決定した。

（町長の責務）

第21条 町長は、行政執行の代表者として町民の信頼に応えるため、行政運営を総合的に行い、その公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

2 町長は、行政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにします。

3 町長は、常に簡素で効率的な行政組織の運営を行います。

4 町長は、地域の特色を活かした質の高い政策を実行し、次世代を担う子どもたちに誇れる中標津町を創造します。

第22条（執行機関の責務）

条文について、下記のとおり決定した。

（執行機関の責務）

第22条 執行機関は、行政運営の透明性の向上が図られるよう公正かつ誠実に執行しなければなりません。

2 執行機関は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映します。

3 執行機関は、行政運営に関する情報を町民に分かりやすく提供します。

第23条（職員の責務）

条文について、下記のとおり決定した。

（職員の責務）

第23条 職員は、常に町民が主体であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、職務を遂行します。

3 職員は、町民の意向や政策課題に対応するため、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識を習得し、能力の向上を図ります。

4 職員は、行政組織の横断的連携を密にした職務を遂行します。

（第6章ですます調修正案（P13））

第2章 基本原則に基づく制度

試案	全体討議案
<p>(情報共有及び公開)</p> <p>第5条 議会及び行政は、その保有する情報が町民と共有する財産であることを認識するとともに、正しい、分かりやすい情報を積極的に公開するため、次に掲げる制度を設けるものとする。</p> <p>(1)議会及び行政の情報を正確に分かりやすく提供する制度</p> <p>(2)議会及び行政の会議を公開する制度</p> <p>(3)町民の意見や提案(以下「意見等」という。)が行政運営に反映される制度</p> <p>(4)議会及び行政が保有する文章その他の記録を請求する制度</p> <p>2 議会及び行政は、その保有する情報を統一した基準により管理し、保存しなければならない。</p> <p>3 第1項各号に関して必要な事項は、別に条例等で定める。</p>	<p>(情報共有及び公開)</p> <p>第5条 議会と行政は、正しく、分かりやすい情報を積極的に公開するため、次の制度を設けます。</p> <p>(1)議会と行政の情報を正確に分かりやすく伝える制度</p> <p>(2)議会と行政の会議を公開する制度</p> <p>(3)議会と行政が保有する文章その他の記録を町民が請求する制度</p> <p>(4)町民の意見や提案が行政運営に反映される制度</p> <p>2 議会及び行政は、その保有する情報を統一した基準により管理し、保存しなければなりません。</p> <p>3 第1項の各号に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p>
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第6条 議会及び行政は、町民の個人情報の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、その保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第6条 議会と行政は、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、議会と行政がもつ個人情報を保護しなければなりません。</p> <p>2 個人情報の保護について、別の条例で定めます。</p>

第2章 基本原則に基づく制度

試案	全体討議案
<p>(意見等への対応)</p> <p>第7条 議会及び行政は、町民参加によって寄せられた意見等を総合的に検討するものとする。</p> <p>2 議会及び行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の事項を公表するものとする。ただし、前条の規定により公表することが適当でないときは、この限りでない。</p> <p>(1) 意見等の内容</p> <p>(2) 意見等の検討結果及びその理由</p>	<p>(町民の意見や提案への対応)</p> <p>第7条 議会と行政は、町民参加によって寄せられた意見や提案に対し、誠実で迅速に対応し、総合的に検討します。</p> <p>2 議会と行政は、意見や提案の検討を終えたときは、速やかに多様な方法を用いて、意見や提案の内容、検討結果及びその理由を公表します。ただし、条例の規定により公表することが適当でないとき認められたときは、この限りではありません。</p>
<p>(町民参加の推進)</p> <p>第8条 議会及び行政は、次の事項を実施する場合は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民の参加を推進し、意向を反映するものとする。</p> <p>(1) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき</p> <p>(2) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき</p> <p>(3) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定をするとき</p> <p>(4) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直しをするとき</p> <p>(5) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき</p> <p>2 前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、議会運営及び行政運営に反映する。</p>	<p>(町民参加の機会の保障)</p> <p>第8条 議会と行政は、次の項目を実施する場合は、町民参加の機会を保障し、意向を反映します。ただし、満20歳未満の青少年及び子どもを除きます。</p> <p>(1) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限する内容の条例を制定、改正及び廃止をするとき</p> <p>(2) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき</p> <p>(3) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定をするとき</p> <p>(4) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定、又は見直しをするとき</p> <p>(5) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき</p> <p>2 前項の各号に規定したもののほか、町民が参加できる機会を設け、議会運営と行政運営に反映します。</p> <p>3 法令の規定によるものや緊急を要するものは、町民参加を求めないことができます。</p>

第2章 基本原則に基づく制度

試案	全体討議案
<p>(町民参加の方法)</p> <p>第9条 議会及び行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる方法を活用して、必要かつ適切な時期に町民の参加を求めるものとする。</p> <p>(1) 審議会等への委員としての参加</p> <p>(2) 意見交換会等への参加</p> <p>(3) アンケート調査等への意見表明</p> <p>(4) 町民意見募集制度(パブリックコメント)への意見表明</p> <p>(5) その他適切な方法</p> <p>2 前項各号の方法に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(町民参加の方法)</p> <p>第9条 議会と行政は、次の方法を活用して、必要かつ適切な時期に町民参加の機会を保障します。ただし、満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町民参加できるものとします。</p> <p>(1) 審議会等への委員としての参加</p> <p>(2) 意見交換会等への参加</p> <p>(3) アンケート調査等への意見表明</p> <p>(4) 町民意見募集制度(パブリックコメント)への意見表明</p> <p>(5) その他適切な方法</p> <p>2 前項各号の方法に関して必要な事項は、別に定めます。</p>
<p>(住民投票)</p> <p>第10条 町長は、次の事項のいずれかに該当し、議会が住民投票の実施を議決した場合は、住民投票を実施するものとする。</p> <p>(1) 議会の議員及び町長の選挙権を有する住民が、地方自治法第74条の規定に基づき、住民投票条例の制定を町長に請求したとき</p> <p>(2) 議会の議員が、地方自治法第112条の規定に基づき、住民投票条例を発議したとき</p> <p>(3) 町長が、中標津町の重要な課題に関して、住民の意思を直接確認する必要があると判断したとき</p> <p>2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じて、別に条例で定める。</p> <p>3 議会及び行政は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第10条 町長は、次の項目のいずれかに該当し、議会が住民投票の実施を議決した場合は、住民投票を実施します。</p> <p>(1) 議会の議員と町長の選挙権を有する住民が、地方自治法第74条の規定に基づき、住民投票条例の制定を町長に請求したとき</p> <p>(2) 議会の議員が、地方自治法第112条の規定に基づき、住民投票条例を発議したとき</p> <p>(3) 町長が、中標津町の重要な課題に関して、住民の意思を直接確認する必要があると判断したとき</p> <p>2 住民投票に参加できる者の資格とその他住民投票の実施に必要な項目は、それぞれの事案に応じて、別に条例で定めます。</p> <p>3 議会と行政は、住民投票の結果を尊重します。</p>

第 3 章 町民

試案	全体討議案
<p>(町民の権利)</p> <p>第 1 1 条 町民は、議会及び行政に参加する権利を有する。</p> <p>2 町民は、議会及び行政に関する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 町民は、前 2 項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。</p> <p>4 町民は、公正な行政サービスを受ける権利を有する。</p>	<p>(町民の権利)</p> <p>第 1 1 条 町民は、議会と行政に参加する権利を有します。</p> <p>2 町民は、議会と行政に関する情報を知る権利を有します。</p> <p>3 町民は、前 2 項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けません。</p> <p>4 町民は、公正な行政サービスを受ける権利を有します。</p>
<p>(町民の役割)</p> <p>第 1 2 条 町民は、自治の実現の主体としての役割を自覚し、町民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら町民が主体の自治の実現に努めるものとする。</p> <p>2 町民は、町民の権利の行使にあたっては、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>3 町民は、公正な行政サービスを受けるために必要な負担を分担する。</p>	<p>(町民の役割)</p> <p>第 1 2 条 町民は、自治の実現の主体としての役割を自覚し、町民相互の自主性と自立性を尊重するとともに、自ら町民が主体の自治の実現に努めます。</p> <p>2 町民は、町民の権利の行使にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めます。</p> <p>3 町民は、公正な行政サービスを受けるために必要な負担を分担します。</p>

第4章 町内会等

試案	全体討議案
<p>(町内会等の定義)</p> <p>第13条 町内会等とは、地縁組織及び町民が主体性をもって組織し、活動する団体をいう。</p>	<p>(町内会等の定義)</p> <p>第13条 町内会等とは、地縁組織及び町民が主体性をもって組織し、活動する団体をいいます。</p>
<p>(町内会等の役割)</p> <p>第14条 町内会等は、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 町内会等は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとする。</p> <p>3 町内会等は、地域の課題解決のため他の町内会等との相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとする。</p> <p>4 町内会等は、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができる</p>	<p>(町内会等の役割)</p> <p>第14条 町内会等は、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めます。</p> <p>2 町内会等は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めます。</p> <p>3 町内会等は、地域の課題解決のため他の町内会等との相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めます。</p> <p>4 町内会等は、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができます。</p>
<p>(町内会等における町民の役割)</p> <p>第15条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、町内会等を組織する。</p> <p>2 町民は、地域社会の担い手である町内会等の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとする。</p>	<p>(町内会等における町民の役割)</p> <p>第15条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、町内会等を組織します。</p> <p>2 町民は、地域社会の担い手である町内会等の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てるよう努めます。</p>

第 4 章 町内会等

試案	全体討議案
<p>(町内会等における行政の役割)</p> <p>第 16 条 行政は、町内会等の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、常に適切な支援を講じるものとする。</p> <p>2 行政は、町内会等から協議及び提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させるものとする。</p>	<p>(町内会等における行政の役割)</p> <p>第 16 条 行政は、町内会等の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、常に適切な支援を講じます。</p> <p>2 行政は、町内会等から協議及び提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させます。</p>

試案	全体討議案
<p>(町長の責務)</p> <p>第 2 1 条 町長は、中標津町の代表者として町民の信託に応えるため、行政運営を総合的かつ効率的に行うとともに、その公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。</p> <p>2 町長は、行政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにしなければならない。</p> <p>3 町長は、常に簡素で効率的な行政組織の運営を行なわなければならない。</p>	<p>(町長の責務)</p> <p>第 2 1 条 町長は、中標津町の代表者として町民の信託に応えるため、行政運営を総合的かつ効率的に行い、その公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。</p> <p>2 町長は、行政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにしなければなりません。</p> <p>3 町長は、常に簡素で効率的な行政組織の運営を行なわなければなりません。</p>
<p>(執行機関の責務)</p> <p>第 2 2 条 執行機関は、行政運営の透明性の向上が図られるよう公正かつ誠実に執行しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映しなければならない。</p> <p>3 執行機関は、行政運営に関する情報を町民に分かりやすく提供しなければならない。</p>	<p>(執行機関の責務)</p> <p>第 2 2 条 執行機関は、行政運営の透明性の向上が図られるよう公正かつ誠実に執行しなければなりません。</p> <p>2 執行機関は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映しなければなりません。</p> <p>3 執行機関は、行政運営に関する情報を町民に分かりやすく提供しなければなりません。</p>

試案	全体討議案
<p>(職員の責務)</p> <p>第 2 3 条 職員は、常に町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有する。</p> <p>2 職員は、町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、職務を遂行しなければならない。</p> <p>3 職員は、町民の意向や政策課題に対応するため、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識を習得し、能力の向上に努めなければならない。</p> <p>4 職員は、行政組織の横断的連携を密にした職務を遂行しなければならない。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第 2 3 条 職員は、常に町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。</p> <p>2 職員は、町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、職務を遂行しなければなりません。</p> <p>3 職員は、町民の意向や政策課題に対応するため、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識を習得し、能力の向上に努めなければなりません。</p> <p>4 職員は、行政組織の横断的連携を密にした職務を遂行しなければなりません。</p>